

監査公表第 7 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、市立敦賀病院に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成27年10月19日

敦賀市監査委員 安 久 彰
同 中 村 淳

市立敦賀病院に係る定期監査結果報告

1 監査の実施日

平成27年7月10日（金）

2 監査の対象

市立敦賀病院に係る財務事務の執行状況及び経営事業の管理状況

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿等を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務に関する事務及び事業の管理並びに事務の執行が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

市立敦賀病院事業会計の財務事務の執行及び経営事業の管理については、おおむね適正に行われていると認められた。

平成26年度の経営状況は、地方公営企業会計基準の適用による総収益及び総費用に対する影響額が計上されているが、経営改善努力により79,954,889円の純利益を計上し、5年連続で黒字決算となっている。また、新たに策定された第2次中期経営計画において、平成26年度は、新たな人材の確保に取組み、在宅復帰に向けた支援等を図っており、地域の中核病院として今後も安定した経営を持続し、信頼され温もりのある医療を提供できるよう健全経営に努められたい。

また、医療費の自己負担金に係る未収金は、負担の公平性から、より一層積極的な回収に取組み未収金の削減に努められたい。

なお、地方公営企業法の大幅な見直しにより、新会計基準では、多くの会計処理の見直し、追加が行われたことにより、市立敦賀病院事業会計については、効率効果的な運営を行っていただきたい。